

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 ありやま小児科

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市木場1丁目947番地4

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成21年 2月12日

(4) 設立登記年月日 平成21年 2月25日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	深堀 一成	
理事	深堀 美紀	
理事	深堀 真紀	
監事	深堀 睦子	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	ありやま小児科	長崎県大村市木場1丁目947-4	無床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 3年 9月 1日 役員選定の決定
- 令和 3年 9月 24日 令和2年度決算の決定
- 令和 3年 9月 24日 令和3年度役員年間報酬限度額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 ありやま小児科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市木場1丁目947-4

貸借対照表

(令和 4年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	51,164	I 流動負債	13,231
II 固定資産	16,370	II 固定負債	14,120
1 有形固定資産	4,839	負債合計	27,351
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	11,531	科 目	金 額
		I 基金	13,000
		II 積立金	27,183
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	40,183
資産合計	67,535	負債・純資産合計	67,535

様式 4 - 2

法人名 医療法人 ありやま小児科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市木場1丁目947-4

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	104,228
2 事業費用	82,999
本来業務事業利益	21,229
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	21,229
II 事業外収益	702
III 事業外費用	294
経常利益	21,638
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	21,638
法人税等	5,443
当期純利益	16,194

様式 2

法人名 医療法人 ありやま小児科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市木場1丁目947-4

財 産 目 録
(令和 4年 7月31日現在)

1. 資 産 額	67,535 千円
2. 負 債 額	27,351 千円
3. 純 資 産 額	40,183 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,164
B 固 定 資 産	16,370
C 資 産 合 計 (A+B)	67,535
D 負 債 合 計	27,351
E 純 資 産 (C-D)	40,183

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ありやま小児科
理事長 深堀 一成 殿

私は、医療法人 ありやま小児科 の令和元年会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月20日
医療法人 ありやま小児科
監事 深堀 睦子